

## 既知空家調査業務委託 仕様書

- 1 業務名  
既知空家調査業務委託
- 2 業務の目的  
市内の利活用可能な空家を把握するとともに、空家等所有者に対し実態に応じた適正管理及び除却などの空家等対策に資するため調査することを目的とする。
- 3 調査場所及び調査空家予定数
  - (1) 笠間市全域
  - (2) 2, 400戸
- 4 履行期間  
契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで
- 5 委託上限額  
2, 997, 000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
- 6 成果品
  - (1) 次項第1号及び第2号の業務の確認結果等に関する紙媒体又は電子媒体による報告書（調査対象物件1戸につき1報告書）
  - (2) 次項第1号により撮影した写真データ
  - (3) 次項第2号により確認した確認結果に関するCSV形式の全調査対象のデータ
  - (4) その他、必要に応じて適宜、本業務における成果をまとめた資料を作成し、笠間市が指定した書類とともに提出すること。
- 7 業務内容  
本仕様書に基づき、以下の各号の業務を実施する。
  - (1) 調査対象空家の撮影 1物件につき2枚以上
  - (2) 次の項目の確認及び確認結果データ入力
    - 【必須項目】
    - ① 建築構造物の状況
    - ② 門、塀の状況
    - ③ 不法侵入の形跡（窓ガラスの割れ など）
    - ④ その他、確認項目については市と協議のうえ追加できる
- 8 進捗報告  
本調査業務の進捗状況について、逐次、笠間市へ報告する。報告手段については協議の上、決定する。
- 9 貸与資料等  
本業務の実施にあたり、笠間市から受託者へ次の資料を契約締結後、速やかに貸与するものとし、電子データでの提供が困難な資料等については、郵送等を用いて送付又は笠間市職員により直接提供するものとする。  
なお、笠間市から返納が必要と指示した貸与資料等については、指定された期日までに返却するものとする。

- (1) 笠間市が保有する空家等のデータ
- (2) 調査員が使用する必要な腕章・ネームホルダー等の備品
- (3) その他、本調査業務で必要とされるもの

#### 1 0 その他

- (1) 受注者は、必要に応じて発注者と打合せを行うこと。
- (2) 受注者は、委託業務を行うに当たって業務上知り得た秘密情報及び個人情報を漏らし、または委託業務以外に使用してはならない。委託業務終了後も同様とする。
- (3) 受注者は、委託業務を履行する際には、関係法令等を遵守すること。
- (4) 本仕様書に定めなき事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、笠間市と受注者で協議のうえ決定するものとする。

#### 1 1 支払方法

委託業務完了後の一括払いとする。

#### 1 2 問い合わせ先

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号  
笠間市政策企画部 企業誘致・移住推進課  
担当：山口  
TEL 0296-77-1101 (内線 592)  
FAX 0296-77-1324  
MAIL akiya@city.kasama.lg.jp